

高度情報化福祉社会における市民教育

—欧洲型生涯学習システム—

若林宏明

内容

I. 序論

II. 高度情報化社会におけるビジネス処理－業務処理費の低下－

III. 高度情報化社会における新しい福祉形態

3-1 目的指向型知的ネットワーク

3-2 情報化福祉システム開発手法

3-3 目的指向型知的ネットワーク事例

IV. 欧州における新しい生涯学習システム－既成の教育・訓練を超えて－

4-1 概要

4-2 新しい生涯学習システム LLL

4-3 雇用戦略としての汎世代型学習システム

4-4 欧州横断型生涯学習プログラム

4-5 LLLに対する欧州市民の期待

4-6 LLLの欧州社会への浸透

4-7 欧州型 LLL の将来

V. 結論

付録

A1. EU 横断的教育活動プログラム

A1-1 EU の言語問題とユーロパンント

A1-2 EU の「多言語主義」

A1-3 EU の教育活動プログラム

A1-4 欧州評議会の役割

A1-5 欧州委員会の教育・文化プログラム

A1-6 「ソクラテス」計画

A2. 欧州における青少年への雇用機会の提供：ルクセンブルグプロセス

A2-1 ルクセンブルグプロセス

A2-2 汎歐州的問題としての雇用問題

A2-3 1995年以降の推移

A2-4 進化する欧州の雇用指針

A2-5 ルクセンブルグプロセスを維持する欧州議会

参考文献

20世紀は、現代文明において数多くの進歩と変革を見た。将来、歴史家がこの世紀を回顧する時、この時代を決定した2つの顕著な展開をあげるであろう。一つは、世紀の進展とともに深化し、市民に最小レベルの福祉を保証する福祉提供機関としての国家であり、大方の人々に受容された。特に欧州の先進国において、これは、福祉国家の出現につながった。二つ目は、20世紀最後の20年間の変化、いわゆるグローバル化である。(1998, 国際通貨基金 (International Monetary Fund=IMF) 元専務理事カムダス (Michel Camdessus) が現代の国家規模の公共福祉が20世紀の最も重要な社会進歩の成果の一つであるとして)

人生とはなにか？ それは常に学ぶこと、そして、それにもとづいて行動することである。(1991, John Roger と Peter McWilliams :「学校で教えないこと」の中で)

今日、新しく生まれた「知識」の価値が半減するまでの期間(「知識価値半減期」とでも呼ぶべきもの)が短縮し、すぐに時代遅れとなる時代になったことを考えると、専門技術の教育や訓練は公的制度よりも非公的制度による方が、より容易に行えると考えられる。今後、社会人に対する新教育システムを通して、教育システムが柔軟になり、いずれ新旧の学校システムの境界が無くなる方向にある。(2000, 北欧の「学習会 (Study Circles)」の発展が示すものとして)

生涯学習 (Lifelong Learning=LLL) システムとは公的、私的を問わず、知識・技能・能力の向上を明確な目標として、生涯不斷に継続するあらゆる学習活動のことである。(1999, 欧州委員会による新しい「生涯学習 (Lifelong Learning=LLL)」の定義)

LLLはその基本理念において、旧来の初等中等教育の有用性を認識しつつも、単にシステムを強化するため、単純に設備を改善すると言った内容を超えた展開を目指している。既に初等中等教育レベルを卒業した社会人に最新の知識と技術を切れ目なく更新できる能力の付与に特化した目的にも沿うべきである。過去の常識であった、卒業証書や資格証明書が一人の人生を決定するような一回限りの伝統的成績評価を超えて、再教育を含めた単位認定制度の採用により、終生にわたる新しい生涯教育を約束する保証制度の確立である。(2002, Odd Bjorn Ure, James P. Gavigan, LLLの基本理念)

知識社会において学校がもつべき主機能の一つは、学習者が膨大な情報量にアクセスし、理解し、智慧に変えることができる方法と枠組を与えることである。(2002, Odd Bjorn Ure, James P. Gavigan, 現代の学校の役割について)

学校でのカリキュラムは、従来の読み書きそろばんといった言語を含めた基礎科目のスキル能力に加えて、創造性、深い議論、自信、チームワーク、発表能力といった「人間力」と「社会力」の涵養を目標に、カリキュラムと教授法が根本的に刷新される必要がある。(ソルボンヌ大学 (Sorbonne,1998年) とボローニャ大学 (Bologna,1999) での声明 (Declarations) で提案されたこの教育改革方針が欧州各国の文部大臣によって署名され再定義された新しい教育への道で)

新しい生涯学習システムは社会での経験的学習とは異なり、幼年期から高齢者まで全ての市民を含む人間成長の全側面を覆う概念である。従って、我々はその効果を確認するシステムと能力開発の成果を関係づける必要がある。(2002, Odd Bjorn Ure, James P. Gavigan, LLLの評価の重要性について)

I. 序論

現代の国家規模の公共福祉が20世紀の最重要的社会進歩の一つであったとして、国際通貨基金（International Monetary Fund = IMF）元専務理事カムダス（Michel Camdessus）が次のように述べている¹⁾。

「20世紀は、現代文明において数多くの進歩と変革を見た。将来、歴史家がこの世紀を回想する時、この時代を決定した顕著な展開として2つをあげるであろう。一つ目は、世紀の進展とともに深化し、市民に最小レベルの福祉を保証する福祉提供機関としての国家であり、大方の人々に受け入れられた。特に欧州の先進国において、これは、福祉国家の出現につながった。二つ目は、20世紀最後の20年間の変化、いわゆるグローバル化である。」

しかし、本稿の筆者はすでにカムダスの言葉をそのまま受け止めては本質を誤るであろうことを指摘した²⁾。事実、歴史的に、欧州型公共福祉が福祉の典型であると評価されているが、その成果が将来にわたり、今後何十年と持続することが保証されているわけではないことは、今日のわが国の状況よりも推察される。

元来、福祉国家には、国もしくは州や県の行政機関を通して、個人ないし世帯に資源の一部を配分する機能的責任がある。これは、直接、個人的に親類や隣人の世話に携わる負担から市民を解放したという意味で、19世紀來の社会的挑戦に対する適切な答でもあった。しかし、歴史的にみると、その後発展した官僚制のもつ疎外性、非人間性、無責任といった欠点を払拭するため、国家レベル福祉の再設計を必要とする新しい状況が生まれてきた²⁾。

現代の福祉国家の抱える問題の回答の一つとして、今後市民が直接統治できる社会システムとして、「非公的社会システム」を強化し、既存の統治概念に追加するにあたり、政府はより小さい政府へと新しく転換し、伝統的な福祉と追加的な福祉の整合性ある同時充足が容易になるであろう²⁾。本稿では、より具体的に、市民教育を対象にその解を高度情報化社会の中に求めることを考える。

II. 高度情報化社会におけるビジネス処理－業務処理費の低下－

近代国家の各発展段階で社会開発を促進したエンジンは「技術革新」であった。今日すでに、高度に開発された情報技術であるIT（情報・通信技術）もその一つある。ITが経済効率と公共福祉機能に影響を与える基本要因として、ネットワーク技術の社会経済

的特徴である「業務処理費（transaction costs）」の低減がある。ここで、まず業務処理費のもつ費用対効果の特徴を整理する³⁾。

20世紀末世界がIT化社会に入るとともに、欧米先進諸国はもとより、わが国でも、中間管理職の仕事が消滅しつつあることは良く知られている。これはとりもなおさず、ITの社会浸透とともに、ネットワークされた企業や組織の業務処理に急速に駆使されるようになり、情報の流れが一方向の線から、双方向かつ網目の面状になったためである。対象とされる業務は単純作業に限られるものではない。2003年現在も、多くの企業においては既に階層組織が整理され、中間管理層が排除された。企業の個別の部門や職場で、かつて管理職の仕事は今では企業内インターネットで行われるようになった。

たとえば、ごく最近、流通・物流の分野でもIT技術活用の進展が急である。それは、いわゆるユビキタスコンピューティングの一種であって、マイクロチップのタグ(e-tag)を商品や個人の所有物に貼り付けることにより、スーパーマーケットの在庫管理や売上処理(レジ)，空港の荷物管理が自動化される技術が開発されたことである。これが社会的に浸透すると、物流は革命的進化を遂げるものの、結果的に夥しい失業者を生むことにつながることは間違いない⁴⁾。すでにIT利用による効率化の推進が製造生産分野と流通分野で失業の増大を招いている。このような場合を含めて、この変革の時代を誘導するIT技術の経済効果と新しい雇用・労働環境の進化は「業務処理費」の低下により説明できる。

経済的取引の発生にとって重要なコスト項目は、商品やサービスの価格ばかりではなく、情報取得のコストを含め、そのシステム化に必要なコストがある。実態経済では、取引契約に至るまでに、必要な全情報を得るために多大の費用がかかる。多くの個別プロセスにおいて取引交渉が必要になり、それらにもまた新しい業務処理費が伴う。事実、これらの過程で多くの通信費が掛かり、引き続くメンテナンス（保守サービス）にも費用がかかる。その結果、当然のことながら、構造変化と業務処理費の低下によって新しい指導者が生まれ、同時に、前任者が引退する構図となる³⁾。

一般的に業務処理費は、名目費用のみならず、労働時間の形態で現れ、製品やサービスの品質向上に關係する。追加的業務処理を行うと消費者の選好レベルは改善され、消費者満足は増大するので、商品やサービス原価とならんで、業務処理費は取引にとって最重要費用項目である。これは営利企業ばかりではない。行政機関もまた、情報・通信システムにより機能する一種のサービス・プロバイダーであるので、情報処理関連の業務処理費の多寡によって、サービスが変化する。

近年、わが国でも見られる大量の失業発生の原因として、企業経営が従来の「階層的垂直経営」から、ITを活用する「水平経営」へと経営形態がシフトしたことが挙げられる。これは、企業内組織経営のみならず、企業間の統合経営においても同じである。周知のごとく、公私を問わず、すでに多くの企業では組織の垣根を低くし、互いに同盟（アライアンス）を組み、協同（パートナーシップ）により手分けする協働（コラボレーション）により需要を満たす経営形態をとるようになってきた。

このような経営を可能にしたデジタルネット機能の基本的特徴は図1のようにまとめられる。今日の技術はこれらの機能を高レベルの通信サービスでより容易・迅速・安価に提供できるようになった⁵⁾。

図1 デジタルネットワーク化機能の基本属性

- ①通信機能（インターネット/LAN）：双方向通信、言語を異にする複数のパーティ間の通信内容翻訳機能など。
- ②調整機能：合意、計画、及び、意思決定プロセスなど。
- ③情報処理機能：ブラウジングプロセス、検索、翻訳、立証など。

本稿の主要テーマであるオープンな組織活動でのITの活用について、すでによく知られている身近なデジタルネットワーク化の基盤的システムを図2にあげる⁵⁾。

図2 デジタルネットワーク化システム基盤

- ①電子メール
- ②ネットワークテレビ会議
- ③インターネットによる情報検索
- ④グループウェアによるネットワーク化

基盤技術である新しい通信メディアの整備には、アプリケーション開発を含め、ハード・ソフト共に多額の開発費がかかる。社会的に信頼性のあるデジタルネットワークのユニバーサルアクセスに新通信メディアが実用化されるか否かは基本的に効果/コストのみならず、新規に発生する社会的コストにも依存する。たとえば、情報格差解消のための訓練と、労働生産性の向上が高失業率を惹起するが、これには既に顕在化している新しい種類のコスト、即ち「失業対策費」という政治的コストが発生する。近年、高度情報社会で生まれた情報格差や失業などの不具合の処理にあたり、やはりITを活用するという矛盾した悪循環構造となっていることが指摘できる。

III. 高度情報化社会における新しい福祉形態

3-1 目的指向型知的ネットワーク

1990年代後半、オーストリアのウィーン工科大学・技術計画評価研究所 (Institute for Design and Assessment of Technology at Vienna University of Technology : IDAT, TU Wien) で国家福祉の処理機能を IT に期待することができるかという課題が検討された。彼らは、量的かつ質的に新技術 IT のもつ革新的機能に多大の期待を寄せ、IT を活用して新しい福祉国家の公共福祉サービス強化の可能性を検討した。彼らの動機は、「今日、国家であれ家族であれ、個人の抱える生活上の困窮に適切に対処できない時代である。」との認識である。つまり、既存の国家福祉の枠では福祉は今後不十分になるという素朴な問題意識が根底にあった³⁾。

当時、欧州委員会(European Commission = EC)でも、新しい展開について論じるため、国際ワークショップが開かれた (10-12, July 1998, Institute for Prospective Technological Studies の主催)。そこでは、最新の通信ツールに相応しい教育訓練システムによる新しい集団活動が提案され、「目的志向型知的ネットワーク (Targeted Intelligence Networks = TINs)」と名付けられた。検討された具体的なモデルは、「企業内起業者集団 (Intrapreneuring groups)」、「デジタル都市 (Virtual cities)」、「統治モデル (Governance models)」、「近代的地球規模共同体 (Global post-traditional communities)」であり、検討対象は雇用 (製造業・サービス業), 政治, 行政, 教育・訓練, 医療, 介護, 流通などの分野への IT の活用である⁴⁾。

TIN に共通する特徴は、基本的にオープンシステムである IT 技術を活用して、集団固有の目的を社会的・人間的に機能する「社会的ネットワーク集団」の組織化である。基本要素は自発的自主的な協力者数名以上よりなる集団組織で、大小の規模がありうる。TIN は局所的であるとは限らず、地域的、地球的規模であってもよい。

このような新しい社会システムの発展が周知の脱近代の組織論哲学である「自己生成 (オートポエシス)：手を拱いた成り行き任せによる成就」が自発的に機能し、期待できるわけではない。率先して取り組むべきは、システムの新形態が実現されるような「枠組の創造」である。それは単なる研究論文の発表や、メディア上のキャンペーンにとどまるものではない。NPO 等の構成員が新しいタスクに取り組めるには 3 つの条件、①財政基盤、②物的資源、③教育・訓練システムの整備が必要である。①の中には、当然、参加者の労働と社会への貢献に対する対価ないし報酬の配分 (給与) システムが含まれる。

3-2 情報化福祉システム開発手法

過去の社会科学的調査研究手法の多くは、単にそれまでの進展を詳細に調査・分析し、社会に提供するにとどまるものが多い。歴史が繰り返すものであるならともかく、さもなければ、それら研究成果は将来の社会や経済の設計の参考にはなれ、基本的に役立たないままの文字通り「ペーパー」にとどまることが多い。事実、街に出て書店に寄るとそれらに関し、多くの新刊啓蒙書が上梓されている。最新の企業経営手法書をみると、その内容は革新的・独創的なものが多い。しかし、それらが経営者に読まれ、成功事例の手法を真似をしても、必ずしも企業業績が上がるわけではない。かりに、本稿のテーマである社会システム設計がとりもなおさず未来の問題解決であるとすると、研究開発の手法自体を開拓する必要がある。一体、どのようにすれば過去の経験が将来の社会システム計画の提案に関連づけられるであろうか？

ウイーン工科大学では、公共福祉理念が単なる概念の提供に止まることを避けるため、絞り込んだ調査分野の事例研究から率先して開発手法の発見を試みた。すなわち、まずできるだけ多様な社会セクターをスクリーニングすることにより、既存の選択肢を整理した。彼等はそのようなものとして、典型的福祉の4分野、①高齢者介護、②教育、③保健、④雇用、で社会システムの可能性を特定した³⁾。

3-3 目的志向型知的ネットワーク事例

既存の公共福祉と並んで、これらの分野でITの活用によりNPO(非営利組織)機能を充実させることにより、福祉機能の変革ができるかを示す事例をここで紹介する³⁾。今日、活動促進に必要な情報の収集にあたり、中央政府、地方自治体、商工会議所、労働組合等あらゆる機関に特定のテーマに関し、100%ではないが、基本的に情報公開されているので、彼らはそれを利用した。高度情報化社会における福祉組織の例を図3に示す。

図3 欧州における高度情報化社会における福祉集団の例

- ①「同輩者相互扶助 (Peer Group Care)」：伝統的な社会福祉システムを補い、高齢者、貧困者、障害者など社会的弱者同士による相互扶助組織
- ②「学習会 (Study Circles)」：伝統的な学校システムを補完し、各世代の義務教育を対象とする組織
- ③「労働者保健集団 (Workers' Health Assurance Groups)」：職場の厚生環境を企業横断型水平的集団により改善・保全する組織

④「企業内起業集団（Intrapreneurial Groups）」：職場の労働環境を企業横断型水平
集団により改善・保全する組織

オーストリアのウイーン工科大学・技術計画評価研究所（Institute for Design and Assessment of Technology, Vienna University of Technology : IDAT, TU Wien）

①同輩者相互扶助（Peer Group Care）

既に、先進国社会にはこのタイプの相互扶助を目的とする多くのNPO活動が存在する。それらは一部、宗教団体などのNPO/NGO（非政府組織）によって組織化されている。その目的は、高齢者、麻薬常用者、ホームレス、失業者など、特定の社会的弱者構成員の相互扶助である。この分野でのTINの提案は、自分の近隣・地域・区域等において自分の余暇を提供し、高度情報化技術を駆使して専心活動する既存イメージのボランティア型集団活動である²⁾。

TINではこのシステムを「同輩者相互扶助（Peer Group Care）」と呼んでいる。この活動は、類似・同程度の生活・就労条件にあるNPO集団が自治体とパートナーを組み、協働して進められる。自治体よりは必要な給食・宿泊施設とインターネット接続施設が支援される。また、集団が責任ある保証された専門性を確保するために、参加者は自治体の行う一定水準の訓練プログラムの受講が義務付けられる。たとえば、災害時のボランティア機能発揮を保証する訓練が極めて重要である。公立/私立病院での緊急診療を受けられるようなサービスへのリンクも不可欠である。また、各種ボランティア活動への対価としては、「同輩者相互扶助」に従事する限り、一部社会保障費や募金費用を免除されるとともに、将来自分が必要な時に、社会保障サービスが優先的に受けられるというものである。

②学習会（Study Circles）

John RogerとPeter McWilliamsは言う：「人生とはなにか？　それは常に学ぶことと、それにもとづいて行動することである⁶⁾」。

新しい知識が導く行動が更に新しい知識を生み、さらに新しい行動を導く。そのような機会を積極的に創出できる社会システムは何か？元来、学習サークルは、伝統的な「市民の教育・訓練システム」に替わる「自助（self-help）システム」として組織された。それらは、特に北欧諸国の社会で浸透していた。広範囲に及ぶ各種ITの活用は、ネットワーク通信を含め、ITをテーマに多数の学習サークルが発生し、北米での学習サークル活動にもつながった⁷⁾。

北欧諸国で、第2次大戦後、半世紀にわたり一般社会人の「学習会(Study Circles)」が活発に行われている。欧州教育界にあって学習会は効果的なIT活用の典型例である。北欧での学習会には歴史的伝統がある。その起源は19世紀、プロテstantの「聖書研究会」の伝統から出発している。ローマカソリックの伝統では聖書の世俗的解釈は許さず、正しい解釈をテキストに与える権限が教会の当局者のみに許されていた。これに反し、プロテstantでは信者が自ら個人の意見を加えることが奨励された。この新教徒活動の世俗版が、現在、政府によって採用されている社会人向けの「学習会(Study Circles)」に他ならない。今日、北欧市民の過半数がこの学習会を人生で少なくとも一度は経験すると言われる。これらの集団活動を支援するインターネットの活用は、北欧諸国では今日既に日常的になっている²⁾。

今後「学習会(Study Circles)」事業業績を担保するために、既存の公的教育システム制度の一環として確立し、カリキュラムの単位・成績授与が認可される必要があると言われる。その理由は、今日、「知識」価値が半減するまでの期間（知識価値半減期）が短縮し、すぐに時代遅れとなる時代になったことを考えると、専門技術の教育や訓練にあっては、公的制度よりも非公的制度の方が、より容易に知識や技術が獲得できるからである。今後、これら新教育システムを通して、教育システムが柔軟になり、いずれ新旧の学校システムの境界がなくなる方向にある³⁾。

③労働者保健集団(Workers' Health Assurance Groups)

企業労働者によるこの運動は既存の単純な保健制度や垂直型労働組合運動の概念を超えるものである。これは企業の垣根を越えた横断・水平型の小規模な労働者の運動である。

労働者自身による保健衛生分野の集団活動の一例として、1970年代のイタリアでの事例が知られている。当時イタリアでは大部分の労働組合が専ら工場内の衛生環境保全計画に取り組んでいた。そこで採用された新しい原則は[同質同僚集団(Homogenous Group : HG)]と[非代表(non delega)]主義である。同質同僚集団とは構成員である労働者がたとえ所属する企業が異なっても、ほぼ同じ労働環境の同じ組立ラインで働き、相互に面識もある同士が結成する水平的な集団を意味する。既存の労働組合組織は、政治的に同じ意識をもって労働条件の改善行動の目的で形成されるが、同質同僚組織集団はそれとは異なり、単なる対話型作業者集団を超えるものであり、運動形態を異にする新たな労働者組織である。欧米では歴史的に、工場の衛生環境問題を解消するため労働者と作業環境の間の調停者として、作業環境保全に責任をもつ「保健物理(health physics)」専門担当者を配置する企業に対し、HGではこのような専門家には基本的に

権限がないという「非代表(non delega)主義」の採用を根拠として、既存の企業慣行を拒否する立場をとった³⁾。

ここでいう、「保健物理 (health physics)」とは耳慣れないが、わが国においても「保健物理」専門担当者の例として、法的規制を受ける原子力施設では放射能・放射線の安全管理を担当する放射線取り扱い主任者制度がある。一方、今日の企業経営に欠かせない品質管理や環境管理担当の専門家も類似の立場にある。

具体的な同質同僚集団事例として、イタリアの場合、独自の指針に準拠した「環境モニタリング(環境状態量計測)」により、作業場に必要十分な環境条件保全を実施した。疾患名を呼ぶに通常のラテン名ではなく、病気の回復期間により示す独創的アイデアを開発した。1970年代、これらの運動は、スイスとオーストリアの労働組合でも採用され始めたが、70年代の半ば経済危機によって消滅したという経緯がある。

今日でも、IT技術を活用して、労働組合組織と目的は同じであるが手法を異にする同質同僚組織が相互に職場衛生環境に関する専門知識により、インターネットのリンク経由で集団の支援が可能であり、今後とも新しい構想が数多く生まれることが期待される。とは言え2003年現在、先進国経済は概してIT不況下にあることも手伝い、当該組織の結成、活動は鈍いものにとどまっている。

④企業内起業集団 (Intrapreneurial Groups)

近年、わが国では企業経営手法としての組織リストラクチャリングの結果、新規失業者が増大するという雇用問題を生んでいる。そして、英国ブレア首相の言うように「雇用」は、本質的に「生活が保証される労働」即ち単なる「収入要素」を超える「福祉的因素」であって、社会と個人の独創的活動のメカニズムであると同時に、社会保障の安全ネットに他ならず、社会的地位基盤である。つまり、如何なる形態であれ、量的に必要十分な雇用創出は情報化社会の必須要件である。しかるに、欧州においては慢性的に、そして近年ではわが国でも見られる経済・社会現象としての深刻な失業の増大はITに起因するものであるとすると、この矛盾をどのように克服することができるだろうか？この課題はいまでもなく克服されるべき挑戦である。ここでその可能性を考える。

企業経営には市場の動向を含む企業環境の分析と将来予測に適合する経営形態の選択が欠かせない。IT活用が既存の伝統的な企業経営以上に効果的である新しい企業経営方式として、企業内組織の起業集団の活用が考えられる。これは、企業内にありながら、他企業と取引をする専門企業の起業化である。すでに周知のように、近年、多くの企業

において、自分が生き残るために、元来競争相手であった同業他社の需要を満たす仕事さえ引き受けるようになっている現状がある。

これらの「企業内起業集団（Intrapreneurial Groups：IG）」は、製品やサービスを自社内、又は、他社に供給する。その生産手段は、かつてマックス・ウェーバーの言った「企業としての国家においては、生産手段は官僚の資産ではなく、官僚機構によって官僚に提供される²⁾」のではなく、賃貸、または企業所有制である。このような企業内企業を有する企業は水平型であるので組織階層数は減少する。そこでは、管理責任と決定権が低レベルにまで降りる。その結果、意思決定プロセスに関与する人数がかえって大幅に増大する。社員は、自分自身の問題を処理する立場にあって、ますます自己組織化する。自分の業績を直接認識できるため、労働生産性が向上する。職員の採用・解雇も条件に応じ、臨機応変で迅速に行われ、直接身近な人々の中から将来の同僚となるに最も相応しい職員を採用できる。最高経営首脳の決定を待たざるをえない通常の場合に比べ、より早くかつ合理的に自己実現できるので、たとえリスク負担は増大しても、市場の需要と変化に対しより柔軟な適応ができるという利点が生ずる。

近代の企業経営において、これに近い経営形態はわが国でも珍しくないが、すでに1980年代の米国とゴルバチョフ（Mikhail Gorbachov）時代の旧ソビエト連邦でもみられた。当時全く異なる政治形態の下にありながら、両国でほとんど同時に発展した概念として興味深く、注目される。米国の場合、比較的少ない間接費を活用して、個別責任を持ち、より小さな生産単位で機能する企業内起業集団である。これは、わが国のいわゆる「サークル活動」に類似であるものの、企業内起業集団はそれ自体が企業内企業であるという意味で異なる。一方、旧ソ連邦の「組組織（brigades）」では、国有企業との契約により組織に拘束されながら社員に部分的に自己決定権を委ねるシステムである³⁾。これは歴史的にわが国建設業が組組織からスタートしたことと無縁ではない。

上記4例の「目的指向型知的ネットワーク（TIN）」がITを活用した実現可能性を同定した、ウイーン工科大学はこれらをIT技術活用により拡張することを提案した。とはいえ、彼等もこれらの概念が即刻無条件に実現するとは考えていない。その実現性には、所得の余裕と割きうる余暇の程度に依存する一方、社会心理にも影響されるためである³⁾。

以下本稿では、ITが有効に機能すると考えられる典型的なTINの一例として、既成の教育・訓練を超越する高度情報化社会システムの「新しい生涯学習システム（LLL）」を取り上げる。これは、②の「学習会」を超えるものであり、汎欧洲型非公的教育シス

ムである。LLLを取り上げる理由は、今後、若年者の雇用、高齢者の人生の期間延長、地域社会の発展に資するはもとより、殊に大学など、既存の教育システムの改革・推進に当たり LLL の検討が時宜を得ているものと考えられるからである。

IV. 欧州における新しい生涯学習システム—既成の教育・訓練を超えて—

わが国の社会経済が遅ればせながら英国病を始めとする欧州類似型になりつつあることに鑑み、青少年の雇用、高齢者の教育を併せ解決する道を模索する。今日、EUでは新しい教育システムの開発が進んでいる。それは既存の公的な教育・訓練システムを包含しつつそれを超越する存在としての生涯学習システムである。ここでは、本稿で取り上げる目的志向型知的ネットワークの具体例として、欧州における新しい生涯学習システム(LLL)の現状と問題を分析する⁸⁾。

4-1 概要

21世紀にはいり、世界的に社会・経済状態の変容が著しく、個人が自分の職業生活と個人生活に必要な知識を常時更新し続けることにより、より広範な分野で、能動・主体的な市民の一人として余すところ無く社会に参加することが要請される時代になった。福祉の責任主体の重心が制度上の組織から個人ないし、小人数集団へと移動したため、新しい生涯学習システム（LLL）に関し、多くの個人が自分のアクセス権によりリンクできるようになった。そして、新しい「教育」が行政による公的制度より非公的制度へ、あるいは青少年教育から、中年・壮年・老年を含めた生涯のあらゆるレベルで、不偏的かつ、時代に即応した教育活動への移行が始まっている。

欧州ではこのような LLL 対応の施策に注意が払われてきたにもかかわらず、教育システムの革新と新しい形態の学習基盤に関し、社会的期待の受け止めは遅れている。その原因は単純ではない。社会のあらゆる場面での残滓とも言える保守性にもとづく致命的なボトルネックを再認識したうえで、将来に備えることがより効果的な行動に結びつくと考えられる。この点はわが国の場合にも当てはまる。

4-2 新しい生涯学習システム LLL

今日、受身状態の生徒を教師が一方的に指導学習するという伝統的な教育と並んで、初等中等教育での総合学習に見られるように、主体的個人が、自発的に動機づけられ学習活動を進めるという、より自由な学習形態が活発化している。これは新しい教育パラダイムとしての「生涯学習（Lifelong Learning=LLL）システム」であり、人生の適時に義務教育を挿入する加齢段階型教育システムとしての魁的展開の一例である。さきがけ

生涯学習は欧州で開催された1996年「欧洲新しい生涯教育年 (the European Year of Lifelong Learning)」キャンペーン（プロジェクト数550、イベント数5000、3千400万Ecu(当時の貨幣単位エキュー)規模）が契機となり、LLL社会の必要性が、全歐州とEUの至る所で進められた共同プログラムにより広く認識され、それ以来増大し続けている。

もはや過去の单なる義務教育とそれに引き続く大学までの高等教育の補習ないし量的強化に過ぎなかつた社会人の「生涯教育(Continuing Education)」が脱皮し、LLLが新しい選択肢の一つとなつた。最大の特徴は、当該システムがもはや旧来の生涯学習に見られた高等教育強化の延長といったものとは異なることである。

今日、欧州では、一個人について、年齢を問わず、人生における学識・経験の拡張として、「実地職業訓練(On the Job Training : OJT)」に並んで「市民レベル教育・訓練システム(Civic Education and Training System)」としての「新しい生涯学習システム(LLS)」が欧州市民の教育システムにとって不可欠であると広く認識されるようになった。すなわち、单なる個人的学識経験の生涯にわたる拡張という既存の生涯教育の趣旨を超えて、OJT、並びに LLL を通しての教育・訓練が汎欧州市民レベルに共通な学習形態の基本要素の一つと認識されるようになっている⁸⁾。

欧州委員会では LLL を、公的であるか私的であるかにかかわらず、知識・技能・能力の向上を明確な目標として生涯継続するあらゆる学習活動のことである。」と定義している（“Lifelong Learning can be defined as encompassing all purposeful learning activity, whether formal or informal, undertaken on an ongoing basis with the aim of improving knowledge, skills and competence.”）⁹⁾。この定義よりすると、「学習会」も LLL に含まれるが、「学習会」では殊に、未就学者に対する義務教育レベルが主要な目標である。しかし、社会人が最新の義務教育レベルの知識を習得するという場合は LLL に含まれる。

伝統的に、市民を対象とする学習システムは、伝統的なシステムや政策の枠組外に置かれていた。各世代構成員の学習活動が極めて深い意味をもちうることが明らかであるにも拘らず、そのことにほとんど注意が払われてこなかったために、教育システムの革新が遅れた。たとえば、高齢者に IT 技術の教育を行うに、若年初心者用の教材や指導者を準備しても、ほとんど無意味であるに拘らず、その配慮が欠けた。現状この点はわが国にもあてはまる。しかし、今日、すでに時代が変わった。上記の定義によると、旧来の一般的な「市民の教育・訓練(Civic Education and Training)システム」の基盤刷新され、「LLL」に向かうべきことを示している。

欧洲が歴史的未曾有の統合を進める時、経験しつつある社会経済的変動を超えて、民主主義に支えられる社会的連帯を維持するには、あらゆる疎外と不平等を排除しなければならない。そしてそのためには教育の機会をあらゆる市民に保証しなければならない¹⁰⁾。その場合、LLLの意義は市民の教育・訓練市民政策の分野の対応に限定されるものではないので、各種政策と社会制度を横断せざるをえない積極的な対応が必要とされる。一方、LLL戦略が実効性を持てば持つほど、労働政策と科学技術の社会浸透レベルに多大の影響を及ぼすことに留意すべきである。以下これらの点について述べる。

4-3 雇用戦略としての汎世代型学習システム

LLL採用の必要性を決定する要素の一つは、これを新しい学習法の理念とする場合、その前提是多様な年齢層・社会層の人々を対象にした初等中等教育システムの再編成である¹¹⁾。一方、今日の知識社会において、学校がもつべき主機能の1つは、学生が膨大な情報量にアクセスし、理解し、智慧に変えることができる方法と枠組を身に付けることである以上、学校には元来知識生産に向けたオリエンテーションの場としての役割と社会的技術を醸成する「培養器（インキュベータ）」機能が欠かせない。LLLの成果報告書では、政府機関は、初・中・高の全教育レベルで、以下に示す順序で教育システム改革を偏りなく遂行すべであるとしている¹²⁾：

- ① 教育資源の開発と多様化
- ② 未就学と不登校児童の受け入れ
- ③ 学習ツールとしてのITの開発と普及
- ④ 公的、非公的を問わず各種教育システム間での協力体制の確立
- ⑤ 学生の各種公的・非公的教育システム間移動の柔軟性確保
- ⑥ 教育システムの透明性の確立

LLLはその基本理念において、旧来の初等中等教育の有用性を認識しつつも、単にシステムを強化するため、単純な設備改善と言った内容を超えた展開を目指している。既に初等中等教育は卒業した社会人に最新の知識と技術を切れ目なく更新できる能力の付与に特化した目的にも沿うべきである。過去の常識であった、卒業証書や資格証明書が一人の人生を決定するような一回限りの伝統的成績評価を超え、再教育を含めた単位認定制度の採用により、終生にわたる新しい生涯教育を約束する保証制度の確立である。欧洲ではこれ自体が雇用戦略となっている。

その場合、国の教育システムが果たすべき責任は実効性のあるLLL評価指標作成である。その基準となる大学卒業生が保持する初等中等教育効果の伝統的な指標として、た

とえば、25－29歳の生産労働力人口の教育レベルがある。

これまで、いずれの国においても、教育・訓練に最大の予算を割くことが義務教育を重視することであると考えられてきた。しかるに今日、高等学校までを卒業する青年が増加して事実上の義務教育期間となり実質的に義務教育期間が伸びる傾向にある。新しい生涯学習システム社会では、初等中等教育とは、すべての個人が、生涯を通して、新しい知識を切れ目無く刷新し続ける方法をもっと学ぶべき内容である。これは、単に公的な教育期間の延長や、インターネットからの情報検索法を習得することを意味しない。むしろ、教育課程の内容と教授法の抜本的刷新の必要性を意味する。

「学校カリキュラムは、従来の読み書きそろばんといった言語を含めたリテラシー基礎科目のスキル能力に加えて、創造性発揮、討論能力、自信の付与、チームワーク寄与、発表能力開発といった、人間力と社会力の涵養を目標に、カリキュラムと教授法が基本的に革新される必要がある。」ソルボンヌ大学（Sorbonne1998年）とボローニャ大学（Bologna1999年）での声明（Declarations）で提案された教育改革のこの方針が教育の道として再定義され、欧州各国の文部大臣によって署名され、教育の新しい道を示している^{12,13)}。

声明では、具体的提案として、「大学学士号が少なくとも3年間は時代遅れにならないこと」を挙げている。このような合意の根拠は、欧州全域の移動性が増大し、コンセンサスの透明性が強化せざるを得ないことである。高等教育の教育費支出に困る人々も、当面の教育期間が短縮されるので本提案を受容し易くなる。上記2宣言は旧来型の学士・修士・Ph.D.モデルを超えるものである。このようなモデルが採用されると、青少年教育から壮老年教育への教育費支出の振り分けが考えられ、全人生における教育費支出計画の変更の検討が要請される。そして、25－29才の年齢層で、比較的高度な教育レベル達成が確立すると考えられている。そして、既成の高等教育を受けた人々が、継続的にLLL機会を利用する傾向にある。より高度な教育達成の機会として、若年層も新しい生涯学習システムへの参加が期待される。

表1に、欧州におけるLLLの達成を示す一指標として、当該調査に先立つ一ヶ月の間に何がしかの訓練教育に出席した30才以上成人の比率を示す¹⁴⁾。これを見ると、北欧諸国でのLLL参加比率の高いことが注目される。

表1. 調査に先立つ4週間訓練教育を受けた成人（30才以上）の国別比率（EU,1996）

国	%
デンマーク	11.8
スウェーデン	11.7
フィンランド	10.7
オランダ	8.6
英國	7.4
イタリア	1.9
スペイン	1.7
ベルギー	1.7
ルクセンブルク	1.5
ポルトガル	1.4
フランス	1.3
ギリシア	0.3
欧州連合全体	3.6

EUROSTAT(欧州連合統計局) : 1996 Labour Force Survey¹⁴⁾

表1の訓練教育への参加率調査のみでLLL達成度状況を把握することは必ずしも適切でない。事実、このデータのバラツキは想像以上に大きく、このデータから一定の結論を下すことは難しい。例えば、フランスは、企業に従業員訓練のために一定割合の労務費の支出を義務づける法規制があるにもかかわらず、極めて低得点に止まっているという矛盾がみられる。

すでに前世紀末より、EU加盟国では、新しい生涯学習システムLLLの評価に資する新指標の定義の作成を進めてきた。特に、より合理的な汎世代型学習システムの国家間比較の確立に向けて努力を傾注してきた。この作業は、「ルクセンブルグプロセス(Luxembourg Process)」の指針「1998/1999年の雇用指針(Employment Guidelines for 1998and1999)」に基づき、起草された「雇用のための国別行動計画(National Action Plans)」に沿い施行されている(付録A2.参照)。1999年、「雇用・労働市場委員会(the Employment and Labour Market Committee)」が欧州委員会に対し、国レベルLLL評価作業予算の継続要請をしたのはこのためである。欧州雇用戦略(the European Employment Strategy)は市民の生涯教育や青少年の教育訓練と不可分である。

4-4 欧州横断型生涯学習プログラム

欧洲でのLLLの展開は、2000-2006年の欧洲「市民の教育・訓練システムとしての新しい生涯学習システムLLL」をテーマとする新世紀プログラムの成果に他ならない。その方向は、域内の多様な移動行動への対応並びに加盟国独自の「生涯学習システム」に関連する諸分野の統合を目指した革新的活動に特化しつつある。域内移動行動の拡大と

諸分野統合活動の相乗効果の結果、自律的な新しい生涯学習システムの再構築が始まっている。一方、個別直接的な地域 LLL の促進活動も進行中である。

ここでは、90年代より進められた、欧州全域の教育システムプログラムの要点を紹介する。(なお、全般的な背景とより詳細な概要については付録 A 2 を参照のこと。)

①「SOCRATES」

「SOCRATES」は幾つかの派生プログラムよりなる一大教育専門システムである¹⁵⁾。派生プログラムの一つとして、成人教育等汎欧州での新しい生涯学習システム促進を目的とする新教育システム専門の独立活動プログラム「GRUNDTVIG」がある¹⁶⁾。このプログラムは、世代、公私、家庭内外を問わず、知識と能力の獲得を希望する人々を対象としている。成人の学習者と成人教育プロバイダー向けの情報提供サービスと支援サービスの開発設計を目指すプロジェクトがある。ガイダンスやカウンセリングもこのプロジェクトの中に含まれる。

②「LEONARDO」

「LEONARDO」は職業訓練に特化したプログラムである^{17),18)}。目標の1つは、持続的な職業訓練と生涯切れ目無い新技能能力獲得の質的向上とアクセスの向上である。この目標達成のために、とりわけ伝統的な教育システムの枠外であっても、また企業の職場で獲得された技能であっても、それらの証明・認証法を新規開発する施策がとられている。例えば、国語、算数のような初等中等のスキル教育のみならず、ある程度個性的な技能と能力を評価できるような IT 活用型自動評価テストシステムの採用がある。このテストの正当性につき公的許可が得られるならば、個人の自律的学習(自習)が大幅に増加するとみられている。

職業訓練（トレーニング）の分野で、EU 加盟国の多くが他の OECD 諸国と異なるのは、理念と枠組みのしっかりした労使間対話が存在することである。職業訓練に関する労使対話を通して、従業員のための、より高度・継続的な教育への幅広いアクセスの提案がなされる。LLL 進捗指標の一つは、「就労時間：訓練時間比 (time-for-work : time-for-training)」である。個人が残業費や休日を貰う代りに、労働時間の一部を個人の訓練目的用に後日、自由に使える制度が確立した。また、作業負荷の季節的変動を利用して、企業は訓練目的の時間を工面し、従業員訓練を実施する。欧州には労働組合・行政・個人の学習者が協調する制度に対する融資基金(ファンド)が多い。

最近、雇用政策とマクロ・経済政策がますます統合されつつあり、欧州社会では幅広

くLLLの目的と予算（社会的ファンド）が両政策に共通のものとしてとりあげられつつある。目的が長期的失業問題の解決にあるため、就職を目指す青年と労働市場から疎外された失業者を併せ教育すること、並びに労働市場における男女の機会均等の促進であるためである。

労使間対話の最新の成果として、移動証明書に当たる「訓練ユーロパス（EUROPASS training）」を挙げることが出来る。欧州委員会によって開始された「LEONARDO」では社会構成員を組織的に訓練目的の移動活動に巻き込める制度になっている。

持続可能な新しい生涯学習システムの開発戦略が雇用政策に著しく影響する。しかし、かりに労働市場が新しい生涯学習システムに多大の期待をし、政策的にLLLとのリンクが十分有望なものであるとしても、このアプローチのみではLLLの再構築にとって不十分である。それは欧州全体又は国レベルでの社会対話の成果の不十分さにあるのではなく、元来、LLLにはより深遠なパラダイム醸成という政策的含意があるためである。

その他にもEUでは欧州市民向けに幾つかの構想を進めている。たとえば「共同研究センター（Joint Research Centre）：システム・情報・安全性研究所（the Institute for Systems, Informatics and Safety）と未来技術研究所（the Institute for Prospective Technological Studies）」がその代表である。又、教育・文化局の共同プロジェクトとして、研究者・公務員のみならず一般大衆向けに、重要な情報・討論空間を提供する構想がある。それは、「学習の場欧州への道の建設(Building a GATEWAY to the European Learning Area)」と呼ばれ、LLLの情報システム化をIT技術により構築するものである。このプロジェクトは、元来組織の壁を容易に越えうるオープンシステムであるITの特徴を生かして、単純な既存の遠隔教育や計算機支援教育を超えた「インターネットに支援される学習」への転換を目指している。そして、欧州市民は、①LLL、②IT技術、③市民の権利と義務（Citizenship）の3者をバランスよく網羅した高度検索ツールの採用によって、個人が独自の学習キャリア向上に必要な情報へ容易にアクセスできるようになった⁸⁾。

4-5 LLLに対する欧州市民の期待

LLLにおいて基本的に重要なことは、これが人生における学習期間の単なる延長ではなく、その内容（コンテンツ）の充実である。例えば、近年、雇用増大が続くサービス部門で、提供されるサービスの質は、従業員のもつ社会性と通信技術の統合能力に少なからず依存するのみならず、決定要因でさえある。このことは、いずれのサービス部門においても、LLLで獲得が期待される個人的適性と能力が重要性を増している事実より

明白である。

かかる背景にあって、市民のLLLに対する期待を理解し、発展させるためには、何よりも先ず、公私を問わず、より幅広くかつ多様な学習形態の可能性に留意する必要がある。しかし、新しい生涯学習システムであるLLLの市民的理解を促進するに当たり、課題は極めて幅広いものの、まず、相互に関係する2つの側面に注意が払われるべきである。

①学習経験の少ない市民に「市民の教育・訓練システムとしての新しい生涯学習システム」に参加を促し、教育・訓練システムの与える公的資格授与の機会を拡張すること。近年わが国でも不登校人口が増加しているが、欧米の場合、特に中途退学者や移民人口のため、言語、市民的訓練などの義務教育をほとんど受けていない成人人口が多い。彼らに学習経験を積ませることから始めることが重要である。その場合、むしろ社会的疎外と戦う組織やボランティア団体が非公的教育指導を積み重ね、より活発に成果につなげることにより、機会を拡張することが大切である。

②市民の情報機器利用の教育・訓練をすること。

LLLの主要テーマとして市民のニーズと人生経験に特化した非公的学習機会が開発され、促進されなければならない。例えば、最近ではあるが、コンピュータ知識の社会的浸透の課題に取り組むにあたり、「ATMからの現金の引き出し方」や「図書館での本の検索操作」といった、ごく簡単な情報機器の利用経験学習事例をみると、特にこの原則が当てはまることが分かる。汎世代型学習システムとしての新しい生涯学習システムは、たとえ公的な「市民の教育・訓練システム」の経験が限られていても、非公的グループにまで拡張され、市民のニーズに特化した学習機会がより開発されるべきである。

非公的学習環境から得られる多くの経験は市民的LLLにとって重要である。一例は、集団参加型の教育、問題解決、研究を目的とする「集団的教育組織学的システム(a group-based pedagogical and organizational format)」としての3-1節に述べた「学習会(the Study Circle)」である。「学習会」は「情報技術知的ネットワーク(Technology Intelligence Networks=TINs*)」というネットワークベースの社会的知的システムの一つであり、特に中途退学者や義務教育の長期欠席者を対象に、IT格差削減に効果的であるとされている⁷⁾。

歴史的には「学習会」がLLLに先立つものであり、地域的（ローカル）なものであっ

* 「目的志向型知的ネットワーク (Targeted Intelligence Networks=TINs)」とは別の概念である。

た。「学習会」では読み書きレベルの学習補習を行うのに対し、LLLでは個人のより広範な能力開発を目指している。しかし、汎欧洲的には、学習会もLLLに取り込まれつつある。テストの開発評価を目指すEUのプロジェクト「LEONARDO DA VINCI II」の場合のように、評価手法の開発に非公的訓練の成果をより多く活用する努力が払われるべきである¹⁸⁾。(付録A1参照)

結論として、新しい生涯学習システムLLLは、社会経験的学習とは異なり、幼児から高齢者までの市民を含む人間成長の全側面を覆う概念であるので、その効果を確認するシステムと能力開発の成果の関係を明らかにする必要があると言える。

4-6 LLLの欧洲社会への浸透

このように国家レベルのみならず、欧洲全域において将来有望と見える多くの事例があり、その意義が期待されるにもかかわらず、これまでのところ「新生涯学習システムLLL」の導入速度は見るからに遅い。定量的に、特定の活動へのアクセス数をみると、LLLの市民レベルへの社会的浸透が遅いことは否定できない。現状でこの問題に関し明瞭な結論を出すにはデータが不十分であるが、以下その理由を考察する。

LLL導入が遅延している理由

① 経済がグローバル化しない時点では、LLLの早期採用の必要性が政策目標にならなかったことである。それまでは、公的教育システム改革において従前の消極的姿勢が続いてきた。

② 往々にしてLLLの理念の背景にある複雑・高邁な理想を忘れられ、加盟国はLLLを単なる既存の教育システム全体強化の一環として扱うことにより、この複雑な課題に対処してきたに過ぎない。しかし、必ずしもそれはLLLの最適戦略ではなかった。さらに、加盟国が義務教育期間にLLL的思考様式を発達させるべき必要性の認識を欠くのみならず、「市民の教育・訓練システム」の構造改革に不惑症に経過したという経緯がある。

③ 経費負担問題もある。確かに、国家の教育予算、個人的訓練への公的補助額、各セクターの従業員訓練に対する部分的であれ融資の数、失業者訓練プログラムの数、ボランティア団体、集団または個人からの新しい生涯学習促進協会への寄付の額と言った諸条件にしたがい、公私の負担比率は国ごとに異なる。新しい生涯学習を担当する協会への融資に向かうのではなく、経費負担に関して複数の利害関係者が協力せざるを得ないという自明なコンセンサスがあるのみである。

④ 「新しい生涯学習システム LLL」政策に関する中長期の予測分析の真剣な配慮が欠如していた。1999年ドイツが事実上 EU の実権を握った時点で創られた EURYDICE 報告¹⁹⁾（付録 A2.参照）をみると、自国の教育省の中に将来計画専門部署を準備していた国は無かった²⁰⁾。さらに、たとえ加盟国が教育の将来計画を検討しても、必ずしも教育システム全体がその将来計画を採用するわけではない。事実、この問題について、ドイツで実施されたデルファイ法による専門家調査によると、2005－2020年の知識社会のニーズを満たす教育システムへの変革に対して、現実問題、極度の悲観的結論となっている。彼等は、実施される変革は必要なものの 1 / 6 にとどまるであろうと予測している²¹⁾。

問題をより複雑にしてきたのは、LLL の推進には相互に調整を要する政策分野が少なくてないことである。FUTURES レポート「知識と学習」の指摘では、知識生産に特化する政策間の整合が大切であるとしている²²⁾。しかし、いずれの加盟国も自国に深く根ざした歴史と多岐に錯綜する多くの政策分野が存在し、幅広い世代に特化する学習社会に向けた長期的適応を開始しようとしても、整合性あるオプションの選択条件や整合性のある基準が存在しないという問題が残っている。

これは、今日では多くの OECD 国に共通する特徴である欧州特有の社会経済的病理現象(貧富の差の拡大、国家福祉の崩壊)いわゆる「欧州型硬化症 (Eurosclerosis)²³⁾」ではない。国レベルの各種構造改革間の相互関連ならびに、金融・労働市場構造改革の広範囲な課題に払われるべき考慮が不十分である限り、IT 技術政策は断片的なものにとどまらざるをえない。各種政策分野間で、早期の合意が見られない限り、おそらく新しい生涯学習システムの明確な大躍進は期待出来ない。さらに、IT 技術の需給ギャップは正と雇用増大にとって、IT 技術政策と教育・訓練政策の間の「相互補完性 (complementarity)」が重要であるとの認識にも拘わらず、現実はこれが欠けたまま推移した²⁴⁾。

IT 技術の進歩、特にインターネット経済とそれに必要な IT 技術の進展に遅れないようにするには、関連する多くの政策分野、殊に R&D (研究・開発) 政策の統合が避けて通れない。これは「知識と IT の社会的浸透」なる命題にとって極めて重要である。

4-7 欧州型 LLL の将来

欧州における LLL の将来性を次のようにまとめることができる⁸⁾。

① LLL は「学習の場欧州 (the European Learning Area)」という最新構想の中心テーマをなしており、その基本は、移動性、国境を越えた協力、経験のスムーズな交換を促

進することによってEUが「学習の場欧洲」の基礎を据えることを目指している。LLLの実現性は、各国の教育システムを取り巻く諸要因に依存する。他の政策分野以上に、LLL社会の達成は国レベルと汎欧洲の基本政策双方より強い影響を受ける。

②情報化社会における、IT関連知識の社会的浸透においてはIT格差を抑制することが前提である。LLLは「研究の場欧洲（European Research Area）」構想と並ぶものであり、EU委員会により国と国境を越えた研究活動をより合理的に統合するという基本理念構想の一例である。各国政府のみならずEU諸機関は情報技術のアクセス性を向上させ、市民が親しめるシステム開発に努力している。学習目的を果たすためのITの活用が不可欠なアプローチである。「市民の教育・訓練システム」としての「新しい生涯学習システム」が今後これまで以上にインターネットを通じ展開されると考えられる。

③非公的学習環境でインターネット支援学習を促進するには、より多様な政策分野と協調する必要がある。さらに、公共機関によらない非公的学習経験に関するより深い探究と開発が重要になる。LLLに対する市民の期待は大きい。すでに「学習サークル」の説明で触れたように、この期待の充足に成功することが最大の課題である。

これら新規の学習形態がより進化するならば、欧州市民は幅広い学習経験の取得に終生にわたり支援を受け、獲得できることになるであろう。現在の制度的枠組において「市民の教育・訓練システム」としてのLLLを始動させるには慣性を伴うため、LLLへの躍進には、雇用関係者の理解を得て、非公的学習に関する諸実験を進めることが極めて重要になる。そこで情報化社会の果たす役割は小さくない。

V. 結論

今すでに高い生活水準にあり、自分たちの幸福と繁栄状態の持続が今後も期待できるような恵まれた人々や企業にとっては、本稿で紹介した「目的指向型知的ネットワーク（TIN）」概念は不必要であろう。しかし、社会経済的危機の徵候が顕在化し、日常生活における心配事やストレス感高騰の経験が増加するとともに、かかる福祉代替案の討論が避けて通れない時代になった。そのとき、TINが一つの役割を果たすに違いない。このネットワーク型社会システムを新しい時代の社会システムの一つであると考えると、社会のあらゆる構成員がTINを通してより直接的に社会に向き合うという意義が生まれる。人生の岐路や社会の矛盾に目をむけ、自分自身の雇用条件の保全対策としても期待できる。政治においても、各種選挙の投票にあたり、LLL教育を受けた自立心のある構成員はマスメディアによって作られたイメージではなく、自分自身の経験に基き、候

補者を選び、投票できるというメリットが生まれる。

今後ますます公的な福祉「公助」のみならず、毅然たる「自助」や集団的「共助」による福祉が必然であり、重要な時代²⁴⁾にあって、本稿で紹介した新しい欧州型生涯教育LLLとその改善案ないし代替案が、先進諸国一般、わが国においても全国的に、又地域的に、少数派、弱者の社会経済的地位改善はもとより、生き甲斐豊かな超高齢化社会システム開発議論に役立つことが期待される。全ての社会構成員が人生を楽しみ、そして、自由と平和な状態で高齢化し得るこれらの教育改革が有意義であると考えられるからである。

付録

A1. EU横断的教育活動プログラム

A1-1 EUの言語問題とヨーロパント^{25),26)}

欧州共同体(EC)は1957年ローマ条約とともに6ヶ国でスタートした。欧州連合(EU)は1992年のマーストリヒト条約締結により12ヶ国でスタートし、今日の15ヶ国を擁する連合へと発展した。さらに2004年よりは東欧とキプロス、マルタの諸国を加えて、25カ国による拡大欧州連合(EnlargedEU)になる予定である。これらより、文字通りヨーロッパ統合が戦後50年を通じて確かな歩みを進めてきたことが理解できる。

そもそもEUは欧州大陸に引かれた国境線を取り払い、人・金・物・情報の流れを自由化することにより、一大経済圏を構成し、社会経済的効率を向上させ、グローバル化に向かう世界に対抗して、競争力を維持するために生まれた。この目的にとって、先ず第一に図るべき事業は、域内でのあらゆる格差の解消である。その障害として大きく立ちはだかるものは、域内各地で使用されている多くの異なる言語による意思疎通である。しかし、「言語の統一化」はその必要性はともかく、「文化の画一化」を促し、各国の持つ独自性、アイデンティティーが失われ、個性なきヨーロッパの誕生となる宿命を併せ持っている。すなわち、真のヨーロッパ統合には、民族、国民の個性(アイデンティティー)の具体的表現である「言語」に関し乗り越えなければならない壁が存在する。

1996年ごろより、欧州で新しい言語ヨーロパント(Europanto)が静かなブームを呼んでいるという。かつてポーランドの言語学者がことばの壁を乗り越えるために発明したエスペラント語をもじっての表現である。しかし、このヨーロパントは、エスペラントと異なり、元来欧州域内での共通言語を創り出すという「壮大な」構想のもとに考案された構想ではなく、EU本部に勤める通訳・翻訳者Diego Marani氏が、英語をベースにしてフランス語、イタリア語、スペイン語、オランダ語、ドイツ語などを思いのま

まにない交ぜにして、即興ジャズのように自由に繰り出す、いわば言葉のパッチワーク言語である。ところが、このヨーロパントは意外に人気が出て、限られた部分ではあるが活用されているという。欧州連合内にこのような「統一言語」を考案する必要があるかについては当然意見が分かれている。

Diego Marani 氏によると、ヨーロパントは、たとえば次のように表現する²⁶⁾。

Europanto ist uno melangio van de meer importantes Europese linguas mit also eine poquito van andere europese linguas, sommige Latinus, sommige old grec. Qui know ten moins zwei europese linguas kan Europanto undergrepen G 7 INFORMATIOGEZEL PILOTAPROJECTO, 9.4.97 (Europanto は主要な欧州言語とその他ラテン語やギリシャ語のような欧州言語を若干含む混合語である。2ないし10カ国 の欧州語を理解できる人なら理解できる。G 7 情報化社会パイロット計画, Diego Marani,) (Harvie H. Brascomb, Charybdis 社, Carbondale CO, USA による英訳よりの和訳)

Die Mutter van Toto lui demande to go shopping y le donne una liste de cosas zu kaufen. Seine Mamma le dice auch : bring la tua little sorella mit ! Toto geht zum magasin, kauft todas las cosas, aber quando er kommt zuruck, seine little sorella tombé dans un loch und disappear. Quando Toto arrive at home, seine Mutti le dice : " Wo ist ta little sorella ? " Toto answer : " elle est dans un loch gefallen " aber porque du hast ella nicht help um zu sortir ? " dice la mother " porque no estaba escrito sur la liste ! " answer Toto. (Toto のお母さんが彼に買い物リストを渡し、お使いに行って呉れるようにと頼みました。母は、妹も連れて行くようにと言いました。Toto は店に行き、買い物リストの全てを残らず買いました。ところが、帰り道、妹が穴に落ち見失いました。家に帰った Toto に母は尋ねました。妹はどうしたの？ Toto は妹が穴に落ちたと言いました。どうして助け出さなかったのと母がいいました。Toto は答えました。リストにはっきりとは無かったもの。) (Tjebbe van Tijen, Imaginary Museum Projects (IMP) 社, Amsterdam による英訳よりの和訳)

すでに、欧州諸国には複数の言語を国語として持つ国が何カ国がある。フランス語とフランドル語を持つベルギーと、フランス語、ドイツ語、英語などを併用するルクセンブルグ、そして、EU には加盟していないが、スイスでは4言語（ドイツ語、フランス語、イタリア語、レト・ロマニッシュ語）が国語として共存している。これらの国には、当然の如く、バイリンガル・トライリンガル地方が存在する。

今後、欧州諸国がEUの求心力で統合されていく過程で、特にスイスから学ぶべき点が多い。つまり、バイリンガル、トライリンガルの層を飛躍的に増大させることである。その方法には、多くの議論と模索が必要であるものの、既にカナダやスイスの一部の地方で実験されている方法「没入方式外国語教育」が考えられる。これは、「言語」を外国語として文法や会話を教える科目として設定するだけではなく、他の教科を2ヶ国語で行う、あるいは、ある科目はフランス語、別の科目はドイツ語、というような、2ヶ国語を併用する方法であり、学校での生活の中に、日常的、恒常に2つの言語が並存する状態を創り出す方法である。このことで子供の時からコミュニケーションの能力を飛躍的に高めることに成功するなら、ことばの問題は、「時限爆弾」ではなく、逆に、統合ヨーロッパ将来の最大の「安全保障」となる。この意味でEuropantoは夢物語ではなく、言語の問題を真剣に考えた通訳・翻訳者のDiego Marani氏の鋭い現実感覚に根ざした「ひとつの実験」、「問題提起」であると言える²⁵⁾。

A1-2 EUの「多言語主義」²⁶⁾

1958年4月15日、閣僚理事会で採択された規制(Regulation)No.1によると、「ヨーロッパ連合市民」としての直接参加を可能にし、各構成員の文化的多様性の尊重とヨーロッパの文化的豊かさの保証をするため、欧州共同体の公用語(the official languages)と作業言語(the working languages)はオランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語になった。2003年現在、加盟15ヶ国の公用語(作業言語も)11言語ならびにアイルランド語の条約文書となっている。このように政治経済において加盟国の国語を尊重する立場の「多言語主義(multilingualism)」を「EUの言語多元主義」と呼ぶ。一方、社会文化的共通理解に必要な「多言語主義(multilingualism)」を「言語多重主義」と呼ぶ。

前者のEU(EC)の公用語の変遷を表A1.に示す。

表 A1 EU (EC) の公用語の推移

西暦	加盟国	公用語 (+ 増加数)
1958	ベルギー, ドイツ, フランス, イタリア, ルクセンブルグ, オランダ	ドイツ語, フランス語, オランダ語, イタリア語 (4) ・ルクセンブルグ語とアイルランド語の辞退
1973	デンマーク, アイルランド, イギリス	英語, デンマーク語 (+ 2)
1981	ギリシア	ギリシア語 (+ 1)
1986	スペイン, ポルトガル	スペイン語, ポルトガル語 (+ 2)
1995	オーストリア, フィンランド, スウェーデン	フィンランド語, スウェーデン語 (+ 2)

今日, 加盟200ヶ国にも及ぶ国際連合(the United Nations)の公式言語は, 英語, フランス語, ロシア語, スペイン語, アラビア語, 中国語の6ヶ国語であるが, 作業言語は英語が圧倒的であり, フランス語がわずかに使われる現状である。ところが, EUの場合には公用語が, 11言語で, 2言語の組み合わせは, 55通りになり, そのための通訳・翻訳のための人的, 財政的負担も膨大である。今後, 加盟国が増えるに従って, この公式言語の数が増え続けば, 言語の問題はEUにとって「時限爆弾」のような役割を果しかねない²⁵⁾。言語の普及の現状からすれば, 統一言語の可能性としては, 「英語」がその第1候補である。しかし, 今日拡大EU地域内で英語を母国語として使用している人口は, 約6千万人と言われるが, フランス語圏も約6千万人, さらに, 東西統一を果たしたドイツは8千万を越え, 今後も中・東欧への影響力を考えると, ドイツ語のもつ重要性が, 益々増大して行くに違いない。

現実外交に使われる言語は英語・フランス語が優勢であるが, 社会・経済・文化の分野では到底これらで処理できるものではなく, 域内全ての国語が関係し, 教育・訓練レベルの格差を解消するに当たり, 言語普及計画は必須である。この理念を実現するため, 1984年の閣僚会議により, 「義務教育終了までに, 母語以外の2言語を使えるようにする」ことが決められた。これが「EUの言語多重主義」である²⁶⁾。

A1-3 EUの教育活動プログラム

教育・訓練活動を通じてプログラム参加各国の連帯意識を高め, 相互理解を深めるなどを共通目的としている。プログラムに関する規定や奨励する法律は各国により異なっているものの, EC(欧州委員会)では, 教育・文化の面で様々な活動をしており, 表A2.に示すEUの各種教育プログラムの法的基盤に基き, 表A3.のEU(EC)における広域教育プログラムを提供している。ほとんどのプログラムは高校生以上を対象にしている²⁶⁾。

表 A2. EU の各種教育プログラムの法的基盤

マーストリヒト条約(→アムステルダム条約)	テーマ
126条(→149条)	教育
127条(→150条)	職業研修
128条(→151条)	文化

表 A3. EU(EC)における広域教育プログラム

段階	プログラム	内容
第1期(1994年度以前)	ERASMUS: 1987~	大学生の域内転学に関するEC(European Community)行動スキーム(Action Scheme)
	LINGUA: 1989~	
	TEMPUS: 1990~	全欧大陸横断大学交流
第2期(1995~1999年度)	SOCRATES	ERASMUS + COMENIUS + LINGUA(教育)
	LEONARDO DA VINCI	PETRA + COMETT+... (職業研修)
	PROGRAMME FORMATION ET MOBILITE DES CHERCHEURS	(研究者交流)
	PROGRAMME JEUNESSE POUR L'EUROPE	(若者対象)
	SOCRATES	(教育)
第3期(2000~2006年度)	LEONARDO DA VINCI II	(職業研修)
	JEUNESSE Jeunesse pour l'Europe ユース・フォア・ヨーロッパ(Youth)	15~25歳を対象とした6~21日間の交換留学プログラム。
	Service volontaire européen ヨーロピアン・ボランタリー・サービス	18~25歳を対象とした最長12ヵ月間の、社会・エコロジー・美術・文化・新技術・レジャー・スポーツなどの分野でのボランティア活動。
	TEMPUS III	全欧大陸横断大学交流

A1-4 欧州評議会の役割

- (1) 欧州評議会 (Council of Europe, Conseil de l'Europe), 略して CE は、「欧洲理事会 (Conseil europeen, EU 首脳会議)」とは別物である。CE は1949年, 人権, 民主主義, 法の支配という価値観を共有する西欧10か国が, その実現のための加盟国間の協調を拡大することを目的としてフランス・ストラスブールに設置した国際機関である。2002年4月にボスニア・ヘルツェゴヴィナが加盟したことにより, 加盟国は44か国となった。
- (2) CE が対象とする分野は, 司法, 行政, 政治, 経済, 社会, 文化等多岐にわたるが, 既に西欧同盟 (WEU: Western European Union, 西欧同盟, 経済的・社会的及び文化的協力並びに集団的自衛のため, 欧州諸国との間で1948年に設立された機構) の前身である「ブラッセル条約機構 (1948年3月発足)」が存在していたこともあり, 軍事・防衛は対象外である。人権と民主主義の点より EU (EC) の理

念を形成する欧州評議会の活動を表A4に示す。このうち、言語に対する基本的姿勢は「博愛的多言語主義」とよばれ、EUの「消極的多言語主義」と姿勢を異にする。

表A4 欧州評議会 (Council of Europe, Conseil de l'Europe)

暦年	関連事項
1949	・人権と民主主義の理想を追求するため設置 ・「ヨーロッパ人の手によるヨーロッパの建設」
1950	・「人権と基本的自由の援護協定」 → 欧州人権裁判所設置
1992	・「欧州地域語・少数言語憲章」
1995	・「ナショナル・マイノリティ保護の枠協約」

[<http://www.coe.int/> (欧州評議会)]

A1-5 欧州委員会の教育・文化プログラム

欧州委員会(EC)はEUの執行機関である。ECはEUの主要機関の一つとして、欧州理事会(EU首脳会議)、閣僚理事会(以上意思決定機関)、欧州議会(諮問・共同決定機関)、欧州裁判所などに並ぶものである。その役割は1)政策、法案(規則・指令等)を閣僚理事会に提案(経済分野が中心)、2)EU法規の適用を監督、3)理事会決定、を執行することである。

EUの教育・文化プログラムは全体として、活動を通じてプログラム参加各国の連帯意識を高め、相互理解を深めるなどを目的としている。具体的なプログラムに関する規定や奨励する法律は各国により異なる。

EU欧州委員会では、教育・文化の面で様々な活動をしており、表A5にある教育・文化プログラムを提供している。この中で、青少年・学生向けのものはユース・プログラム(Programme jeunesse, Youth programs)と呼ばれ、交換留学や外国でのボランティア活動などが含まれる²⁷⁾。

表 A5. 欧州委員会 (EC) による主な教育・文化プログラム概要

プログラム		基本目的
Socrates (A2.1.6 を参照)	Comenius	学校教育：複数の学校の連携，短期間の語学留学（14歳以上）
	Erasmus	高等教育：大学レベルでの連携のための，3～12ヶ月の留学，他国の大学間での単位の相互認定など
	Grundtvig	成人教育の支援
	Lingua	言語習得の支援
Leonardo da Vinci		職業訓練：研修の支援，人材の流動化，国際連携，語学研修など
Jeunesse pour l'Europe (欧洲ユース計画)		15～25歳を対象とした6～21日間の交換留学プログラム
Programme jeunesse, Youth programs (ユースプログラム)		青少年・学生向け，交換留学や外国でのボランティア活動プログラム
Service volontaire européen (欧洲ボランティア活動プログラム)		18～25歳を対象とした最長12ヵ月間の，社会・エコロジー・美術・文化・新技術・レジャー・スポーツなどの分野でのボランティア活動プログラム
Initiatives en faveur des jeunes (ユースプロジェクト支援構想)		地元レベルで15～25歳の若者4人以上が集まって進める創造力溢れる企画を3ヵ月～1年にわたって実施するプロジェクトへの援助構想
Les actions conjointes (共同行動構想)		欧洲連合のプログラム(教育分野の「ソクラテス」，職業訓練の「レオナルド・ダ・ヴィンチ」，青少年向けの「ユース計画」)の相互連携構想
Les mesures d'accompagnement (青少年プログラム支援構想)		青少年プログラムを支援して質の向上を目指す。模範事例を研究・流布し，参加者の訓練に補助金を出す構想
Trans-European mobility scheme for university studies (Tempus 大学の研究 のための全欧大陸横断 流動化構想)		中央・東ヨーロッパの国々および旧ソ連とモンゴルの国々との大学交流協力構想
Culture2000 (カルチャ-2000)		文化と歴史の相互理解促進構想
MEDIA Plus (メディア・プラス)		オーディオビジュアル関連振興構想

〔出典：Commission Européen Les guide des programmes et actions, 2000〕

A1-6 「ソクラテス（Socrates）」計画

一例として、イギリス（UK）の場合、教育システム全体を幅広く対象としており、欧州次元での教育レベルの質的改良・強化を目的とする以下8項目の「行動計画（Actions Plan）」よりなる¹⁵⁾。

- (1) Comenius 計画（近代教育の父と言われるチェコの聖職者・教育改革家 John Amos Comenius に因んだ行動計画）：Comenius は、学校教育を対象に多くの学校とカレッジでの教職員再教育の機会とネットワーク開発の協同カリキュラムプロジェクトを支援・推進する。
- (2) Erasmus 計画（オランダの人文主義者・神学者・風刺作家 Desiderius Erasmus (1466? – 1536) に因んだ行動計画）：高等教育を対象とし、欧州全域の大学の協力を奨励し、高等教育における学生並びに教職員の移動性を促進し、プログラムやコースの共同開発、及び、主題に特化したネットワーク開発協力を支援する。
- (3) Grundtvig 計画（デンマークの国民的詩人であり「生のための学校」の提唱者である Nikolaj Frederik Severin Grundtvig (1783 – 1872) に因んだ行動計画）：成人教育と新しい生涯学習を対象とし、欧州協力計画（Co-operation Projects）、学習協力（Learning Partnerships）、教職員訓練、ネットワーク開発を支援することによって成人教育・成人学習の利用性、アクセス性、質を向上させることを目指す。
- (4) Lingua 計画（言語習得の支援）：外国語学習を対象として言語の学習機会認識を提起し、言語学習材料の開発計画を支援する。
- (5) Minerva：
Minerva 行動計画の目標は、情報分野における欧州での協力と教育における情報通信技術（Information and Communication Technology : IT 又は ICT）と「公開システム遠隔学習（Open and Distance Learning : ODL）」を促進する。具体的には、
 - ① 伝統的教育の場における戦略的 IT の活用のみならず、教員、生徒、行政、一般市民の教育と IT の理解の促進
 - ② IT とマルチメディア教育教材並びにサービス開発における適切な教育学的配慮の保証
 - ③ 成果を求めた IT の最適活用のみならず、最新の手法と教育資源へのアクセスの促進
- (6) ソクラテス（Socrates）の進展
ソクラテス（Socrates）にはその一部として、視学プログラム ARION、情報ネット

トワーク構築プログラム EURYDICE、単位認定プログラム NARIC が含まれている。

ARION：EU の教育専門家と行政視学官の教育現場の訪問システムである。担当者は専門性と人格的資格に基づき、最新の知識を教育環境に生かすため、行政にその調査結果を報告するとともに、リーダーとして行動する。Arion の視学訪問担当官として、加盟国は、地方・地域・国の行政担当者、視学官、教育学者、国及び地域レベルの顧問、教員指導者、諸機関の長、教育専門家並びに有識者を指名する。テーマによっては高度の専門家もメンバーとして参加する。教育心理士、言語教育者(外国語教育)、カリキュラム開発と教科書検定担当官ならびに関連機関からの参加メンバーも含まれる²⁸⁾。その基本目的は、地域・地方・国家レベルにおける教育の遂行成果を、他の加盟国の教育システムと改革経験と比較し、現状を精査することにより向上させることである。EU 全域の教育政策立案者に利用可能である精選された、高品質かつ最新の情報を供給することである。当然のことながら、この計画は欧州次元で、教育訪問による多面的な処方箋を組織的に組み込んでいる。

EURYDICE：1980に設立された欧州の教育に関する情報ネットワークである。欧州での教育に関する情報ネットワークは、国家の教育システム機関に関する記述分析のサービスを行う。その主要な役割は教育システムと教育政策に関する情報交換である²⁹⁾。

NARIC：学位認定を調整し、国家の教育システムの統合促進を支援するために、1984年に樹立された国家センターのネットワークである。それは、EU、EEA 諸国の加盟国と今後 EU に参加する中欧、東欧、キプロス、マルタ連合など諸国の卒業証書と修了期間の学術的認定を向上させることを目標としている³⁰⁾。

(7) 共同行動計画 (Joint Actions) :

全 EU の教育・職業訓練青少年教育プログラムを横断するような構想の支援を行うこと。

(8) その他付随施策 (Accompanying Measures) :

上記計画以外の構想の支援を行うこと。

A2. 欧州における青少年への雇用機会の提供：ルクセンブルグプロセス

A2-1ルクセンブルグプロセス

欧州での慢性的若年層の高失業率は深刻な政治的課題であり、EU 自体の社会・経済

的挑戦の一つである。具体的な政策は、「EU 雇用指針(European union's Guidelines for Employment=GFE)」と「国別雇用計画 (National Employment Plans=NAP)」に沿っている。GFE と NAP はいずれも教育・訓練対策の「雇用指針(Employment Guidelines)」の一つ「雇用適性 (employability)」を向上させることにより、労働市場における青少年の雇用機会拡大を目標としている。最近、日本の慢性的若年層の高失業率状況が欧州類似になっていることに鑑み、参考までにこれらの背景と現状を紹介する³¹⁾。

90年代半ばの欧州の雇用政策は不調であった。統計をみると、労働人口3.75億人中0.45億人、9.8%が失業しており、彼等は主として失業保健等の給付に依存していた。1994年当時、加盟国は例外なく高い失業率に直面していた：EU での失業率11%に対し、当時のスペインでは、23.8%にも達した。EU 委員会は、経済成長・競争・雇用などに関する白書の中で経済通貨統合体としての堅固な社会経済的基盤としての政策目標を標榜している。当時、欧州連合はこれらの勧告を採択し、適切な社会経済政策を樹立すべき時であった。こうして、欧州における雇用対策が加盟各政府にとってもやタブー(禁句)ではない公然の課題になった。エッセンで開催された欧州理事会 (the Essen European council) は1995年12月、雇用問題が加盟国共通問題であると宣言した。EU がこの新政策分野を樹立するに雇用問題処理能力を必要とするることは明らかであった。その第一段階として、「アムステルダム条約 (the Amsterdam Treaty)」には雇用対策に関連の独立章として第 VIII 章 (Title VIII) が追加され、1997年のルクセンブルク特別雇用首脳会議(the special employment summit in Luxembourg)が開催された。それ以降段階的に進められてきた各種政策分野の精査と充実の過程を称して「ルクセンブルクプロセス (The Luxembourg process)」と呼ぶ。いずれにしても、EU が失業対策に着手したのは、1995年以降に過ぎないと言って過言ではない。

1998年12月のウィーン理事会 (the Vienna Council) は「雇用対策が EU の最優先課題である」と結論づけた。EU 協定における理事会の権限は大きく、その求めに応じ、加盟国は成果の期待できる責任ある政策計画を理事会に提出しなければならない。アムステルダム条約の本文(125～130条)がこの点を明確に規定している。すなわち、

- ① 欧州理事会 (European Council) による EU の失業関連データの報告
- ② それに従い、理事会による「雇用指針 (Employment Guidelines)」の編纂
- ③ 理事会が勧告を出せるように、加盟国による自国の実施努力の年報に加えて「国家年次行動計画 (Annual National Action Plans)」の提出
- ④ EU 委員会と理事会による、加盟国の失業政策の実施年報の欧州議会への提出

このような協定にもかかわらず、当然のことながら基本的責任が究極的には加盟国自身にあるため、具体的な「強制実施（enforcement）」を要する重要な政策面については決着を見なかった。したがって、ルクセンブルグプロセスの枠組維持は、当事者の弛まぬ努力が不可欠となった。その中で差し当たり克服すべきは、大部分の加盟国が示している独善的な雇用政策放棄に対する消極的姿勢の変更である。

A.2-2 欧州的問題としての雇用問題

しかし、加盟国間の能力のばらつきと文化の違いにも拘らず、そこには確固たる協力の基盤が存在している。その根拠としてなによりも明らかなことは、欧州の経済的相互依存はもはや後戻りを許されぬ状況にあることである。欧州諸国間の商取引において、加盟国は相手国の経済動向に無関心であり得ない。第二に、共通の問題であるが故に、いずれの加盟国も責任処理意欲がこの上なく高い。現在、加盟国はいずれも何がしかの雇用問題に直面しているため、他の加盟国の成功事例より学べる。これは、当然のことながら、労働市場、教育、訓練システムが近年の経済変動に適応していくべきことを意味する。例えば、IT技術の特性が生かされて、社会がよりサービス化し、個人の人権がより深く理解されるようになったことが挙げられる。

殊に、「雇用指針（Employment Guidelines）」を、①「雇用適性（employability）」、②「企業家精神（entrepreneurship）」、③「適応性（adaptability）」、④「機会均等（equal opportunities）」の4本柱に特化したことにより、雇用に向けたアプローチに加盟国間で整合性がとれる様になった。

これらいづれの指針においても、「失業防止」と「失業者再雇用」が2つの主要キーワードである。青少年に見習経験を通して作業技能と社会的技能を獲得させるとともに、特に、失業者に新しい生涯教育（LLL）によって自分自身の技術を開発させ続けることがバランスのとれた教育の基本と考えられている。これらの指針の適用に当たって、前提条件として加盟国国内の協同（パートナーシップ）が本質的に重要な役割を果たす。第一の柱である「雇用適性（employability）」は社会人に雇用条件を付与することであり、労働市場のための人材教育、殊に、社会人一年生の青少年が対象である。

A.2-3 1995年以降の推移

1995年以降、1997－98年にわたり一時的に欧州の失業率は実質低下した。ユーロ圏のデータによると、1997年11月の11.6%から1998年11月の10.8%まで低下し、EU-15での失業率は10.5%～9.8%に低下した。これは貨幣統合の枠組における欧州の財政・経済政策の収束がその本質的要因であり、より好ましい経済環境への推移に負うところが大き

い。株式・債権市場の動きをみると、2000年1月1日のユーロの導入予定が多大の信頼を惹起したことを見ている。しかし、失業者をみると、ユーロ圏(ドイツ、オーストリア、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、スペイン、ポルトガル、イタリア、アイルランド、フィンランドの11カ国)の1380万人、EU(+イギリス、ギリシャ、スウェーデンの15カ国)の1650万人であった。これをみると、これより、やはりEU-15がターゲットであったことが分かる。今後も新加盟国が問題である。

失業者に希望を与え、期待に沿える施策とは何か？施策のプロセスは迅速かつ効果的か？1997年の経済成長が明らかに失業の減少に貢献したことを考慮すると、景気回復と政策は重要な課題である。21世紀初頭、先進国諸国における経済成長が不確かな現状にあって、一体、如何にすれば遅滞なく確固たる政策をうち出せるかが決め手である。当然、これは現在のわが国にもあてはまる。

事実、1998年12月、欧州議会は、「1997年雇用委員会報告書(the 1997 Commission Report on Employment)」と「1997年雇用指針(Employment Guidelines)」の双方の内容が不十分であると批判した。アムステルダム協定128条にもとづくこれら年次報告書において、期待に沿う有意な進歩が示されなかったからである。報告者は、128条タイトルVIIIが99条(EUの経済政策)と整合すべきであるにかかわらず、EUの経済政策と雇用対策間の調整不足があることを指摘した。更に、各加盟国内のみならずEUレベル全体でも雇用創出投資は遅々として進んでいない。この原因は、身近な融資機関(例えばフランス投資銀行)の貸し渋りと多くの投資プログラムの開発における狭い視野である。これは、「ウィーン欧州議会決議(the Vienna conclusions)」の中でも指摘されている。

一方、「国別雇用計画(National Employment Plans)」はある程度成功した。多くの政府が経済成長に支えられて、失業者数の自然減少と予算増加が実現した。遅ればせながら、各加盟国はルクセンブルグプロセスが実質的に経済的意味を持つためには、運用のプロセスが定量化されるべきであることを認識した。当然、管理可能な国家レベルの雇用目標を設定し、労働市場の改善にあたり、これまでの進捗を容易にチェックするには各種目的指標の定量化が必要であり、それにもとづき加盟国は公約通りの任務遂行の義務を果たすことになる。

A2-4 進化する欧州の雇用指針

1999年度指針では、「雇用適性」の柱として、新しく2項目の要素が追加された。一つは、障害者・少数民族のような特定の弱者グループ向け施策であり、他は税制・給付システム改革に沿った施策である。税制度と社会給付制度の改革では、同時に、新しい

動向として一時的退職、新しい生涯学習（LLL）、再訓練のような柔軟な就労条件を考慮すべきである。1998年6月18日欧州議会が支持したEC委員会の「税制パッケージ（The Paquet Monti）」が共通通貨の導入により達成された透明性の増大の結果、各國国税システム間の比較競争を強化し、グローバル化の挑戦に直面した欧州経済の競争力を増加するためのツールとして加盟国間の税制の優位競争が起こる可能性を有益なこととして歓迎した。The Paquet Montiとともに、税制改革がタブーでなくなったように、雇用政策もまたEUの政策課題一つとしてタブーではなくなった。

第一の柱である「雇用適性」が長期失業防止策として、早期介入を要し、最重要であることは当然であり、論を待たない。求職者には、失業後1年以内に、再就職訓練、見習い、自営業、あるいはカウンセリング等の提供を義務付けている。この施策は、若年者に特化しており、失業状態発生後半年以内にこれらの機会が開始されなければならない。旧い過去と決別するという意味で、この「雇用適性」の柱こそ真の革新である。長期的失業問題はかつて長期失業者向け再教育プロジェクトにより対処されてきたが、たとえば、1998年オランダの場合、有効求人が増加したにもかかわらず失業者は減少しなかった（「社会白書（The Netherlands'1998 Social Report）」）。これは失業者と労働市場間のリンクが失われていたため、ほとんどの長期失業者が市場の雇用条件を満たさなかつたためである。医療の場合に違わず、まさに「予防があらゆる治療に勝る」ことを示している。

A2-5 ルクセンブルグプロセスを維持する欧州議会

加盟国間の「雇用協約（Employment Pact）」の遵守が義務付けられているEU委員会がルクセンブルグプロセスの維持に向け、怯まぬ雇用戦略に全関係者を巻き込み、「雇用」を汎欧州の課題として失業との戦いを「社会の中長期計画」に組み込むことは野心的な挑戦である。にもかかわらず、EUの政策が市民の日常生活に直接関与することが明らかである以上、その解決に向けて、欧州議会は最善を尽くすべき立場にあると言える。

以上

参考文献

- 1) Worldwide Crisis in the Welfare State: What next in the Context of Globalization? Address by Michel Camdessus, Managing Director of the International Monetary Fund, at a seminar organized by Observatoire Chretien des Realites Economiques, Paris, France, October 15, 1998.
<http://www.imf.org/external/np/speeches/1998/101598.htm>

- 2) 若林宏明 (2003.3), 福祉国家の衰退と再興, 流通情報大学流通情報学部紀要, VOL.7, NO.2,119 -149.
- 3) Peter Fleissner, Computer Aided Welfare State (CAW)-Revival by Technology?, Meeting of the Slovenian Sociological Society, Portoroz,25-27 October 2001,"Sociological Aspects of New Technologies"
- 4) 若林宏明 (2002.10), 持続可能な開発と戦略的 IT の役割－欧州連合の理念と実践－, 流通情報学部紀要, Vol.7, No 1 ,97 – 117.
- 5) Joseph Romm 他著 (若林宏明訳), インターネット経済・エネルギー・環境, 流通経済大学出版会, 2000年8月刊, 119 -127.
- 6) John Roger & Peter McWilliams(1991), Life 101 -Everything We Wish We had Learned About Life In School, but Didn't-, Prelude Press
- 7) L. Karlsson (P. Fleissner ed.), Study Circles in Targeted Intelligence Networks, EUR 19568 EN,2000, <http://www.jrc.es/cfapp/reports/details.cfm?ID=329>
- 8) Odd Bjorn Ure, James P. Gavigan, IPTS(2002), Lifelong Learning : Beyond Education and Training, Geografia d'Europa, <http://www.ub.es/medame/educa-ue.html>
- 9) Britt Marie Häggström (2002), Sources of knowledge, spaces for learning, http://www.eblida.org/topics/lifelong/ifla_paper.htm
- 10) Lifelong learning for equity and social cohesion: a new challenge to higher education, Final Conference, http://www.coe.int/T/E/Cultural_Co-operation/education/Higher_education/Archives/FinalConference.pdf
- 11) J. Gavigan, M. Ottitsch, S. Mahroum (1999) , Knowledge and Learning-Towards a Learning Europe, p.23, EUR 19034 EN
- 12) Education and Culture European Commision, "Lifelong Learning : the contribution of education systems in the Member States of the European Union", Eurydice Survey, 2000.
- 13) ソルボンヌ宣言 (The Sorbonne declaration) : <http://www.education.gouv.fr/discours/1998/declaration.htm>
 ボローニア宣言 (the Bologna declaration)
<http://www.education.gouv.fr/realisations/education/superieur/bologne.htm>
- 14) EUROSTAT,1996 EU Labour Force Survey.
- 15) <http://europa.eu.int/comm/education/socrates/adult/home.html>, <http://www.socrates-uk.net/>
- 16) <http://www.socrates-uk.net/grundtvig/index.htm>

- 17) http://europa.eu.int/comm/education/leonardo/leonardo_2_en.html
- 18) http://europa.eu.int/comm/education/leonardo/more_en.html
- 19) http://www.eurydice.org/accueil_menu/en/frameset_menu.html
- 20) "Forward Planning in Education in the Member States of the European Union", Eurydice Survey, 1999.
- 21) Potential and Dimensions of the Knowledge Society-Impact on Educational Processes and Structures , BMBF Prospect 3/98.
- 22) "Towards a Learning Europe", J.P. Gavigan et al, Futures Report Series 14, IPTS, December 1999.
- 23) "Technology, productivity and job creation : Best policy practices", OECD 1996. ibid.
- 24) 池田省三,自治・分権と介護保健－共助システムの構築に向けて－,
<http://www.kaigo.or.jp/jichibunkens.html>
- 25) 野嶋篤, ヨーロッパで新しい言語 Europanto が静かなブーム－言語の教育問題について考える－,
<http://world-reader.ne.jp/renasci/now/nojima-a001.html>
- 26) 古石篤子, コミュニケーションと政策形成,
<http://web.sfc.keio.ac.jp/~s01081/ci/communication/1209.doc>
- 27) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_2/siryou/001/011002/001/sankou.htm
[関連サイトは <http://europa.eu.int/comm/education/> (EU 委員会教育文化総局), 及び
<http://europa.eu.int/comm/education/what.html> (EU 委員会最新ニュース)]
- 28) <http://europa.eu.int/comm/education/socrates/arion/>
- 29) <http://www.nfer.ac.uk/eurydice/aboutus/about.asp>
- 30) <http://europa.eu.int/comm/education/socrates/agenar.html>
- 31) Ria Oomen-Ruijten, NEW CHANCES FOR YOUNG PEOPLE, <http://www.context-europe.org/ca23e.html> (2003年5月現在, 本サイトは閉鎖されている。)